



国土交通省東北地方整備局

Tohoku Regional Development Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記者発表

平成26年 7月14日
国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所

国道13号の放置自転車を撤去します

国道13号信夫通りなどの市街地の国道では、歩道などに乗り捨てられ、放置された自転車が歩行者の通行の支障となっています。

8月1日、2日に開催される福島わらじまつりでは、多数の観客の往来により、普段よりも放置自転車による通行障害の影響が大きくなることが予想されます。

そのため国土交通省福島河川国道事務所では、歩道の安全で良好な通行のため、支障となる放置自転車の撤去を7月30日に実施します。

■回収区間 国道13号 平和通り（舟場町交差点～あづま陸橋東交差点）
国道13号 信夫通り（あづま陸橋東交差点～陣場町交差点）

■回収日時 平成26年7月30日(水)午前9時00分(予定)
(天候等の状況により予定を変更することもあります。)

■撤去の内容

1. 警告書の設置

歩道などに放置された自転車1台ごとに警告書を取り付けます。

平成26年7月15日(火)実施

(ゴミ、ホコリがたまっているなど、明らかに長期間放置されている自転車を対象とします)

2. 放置自転車の回収

警告書取り付けから2週間ほどの期間をおき、放置が続いている自転車を回収、出張所構内に保管します。

3. 放置自転車拾得の通知

放置自転車を回収、拾得したことを所轄警察署に通知し、盗難届が出されていないか、確認します。

<記者発表先>福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ

問 い 合 わ せ 先

●国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

福島国道維持出張所長 くどう よしのり 工藤 嘉則
電話：024-546-0524

道路管理課長 おやま ゆきのり 小山 行則
電話：024-546-4331(代表)

放置自転車撤去区間



放置自転車の状況(平成25年度回収時撮影)

